

京都市告示第393号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成23年1月21日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	財団法人京都ユース・ホステル協会
委託をする徴収事務の内容	京都市宇多野ユースホステルの使用料の徴収事務
委託する期間	平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

(産業観光局観光部観光企画課)